安全祈願祭等について

本年の安全祈願祭については、伊勢山皇大神 宮において、通常どおりの開催を予定しており ます。

1月25日(水)16:40~

経営首脳者セミナーについて

例年開催している経営首脳者セミナーを 3月 13日(月)13時10分から建設会館講堂 (予定) で開催します。

内容は神奈川労働局の幹部の方々から運営方 針の説明を受けるほか、来年度からスタートす る国の第14次労働災害防止計画の概要説明が 中心となります。

なお特別講演については未定ですが、2月か ら募集申し込みの案内と併せて、神奈川支部 ホームページ、支部ニュース3月号等により紹 介しますので、そちらをご参照ください。

令和5年度の全国建設業労働災害防止大会

令和5年度広島で開催予定の全国建設業労働

災害防止大会の案内 リーフレットが支部に 届きました。

同じ内容のものが建 災防本部のホームペー ジに掲載されています のでご参照ください。



「ホワイト物流」をご存じですか?

陸上貨物運送事業では、例えば建設現場など、 他社敷地内(以下「荷主等」)で行われる荷役 作業中の労働災害が多発しています。そのため、 厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷 役作業の安全対策ガイドライント(以下「荷役 ガイドライン!)を策定し、荷主等も含めた荷 役作業の安全対策をお願いしているところです。

昨今、トラック運転者不足は深刻度を増して おり、産業活動に不可欠な物流の安定化のため に物流の効率化が避けがたい社会の課題となり つつあります。

「ホワイト物流」(国土交通省主唱)は、この ような流れにあって具体的な取組みとして提唱 されたものですが、参加することにより社会の 問題に取組む企業として情報を世に向けて発信 するとともに、物流の効率を大幅に下げる労働 災害防止の推進を後押しし、結果的に荷役ガイ ドラインの普及にもつながると考えられます。

「ホワイト物流」は令和6年3月31日までの 取組みとなりますが、これを機会に、物流の効 率化と自社構内における荷役災害防止について 改めて検討してみてはいかがでしょうか?

ホワイト物流ポータルサイト https://white-logistics-movement.jp 荷役ガイドライン

神奈川労働局 労働基準部 安全課 回光 外



支部行事予定

時:1月5日 10:00

労働局新年挨拶

所:神奈川労働局

建設5団体合同賀詞交歓会 時:1月5日 11:00

所:ロイヤルパークホテル

正副運営委員長・部会長会議

時:1月17日 15:00

所:支部事務局会議室

正副支部長・分会長会議

時:1月25日 15:30

所:伊勢山ヒルズ

安全祈願祭

時:1月25日 16:40

所:伊勢山皇大神宮

建災防神奈川支部ニュース

No. 5 6 2 令和5年1月号 建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735 URL https://kensaiboukanagawa.com/

新年のご挨拶





建設業労働災害防止協会 神奈川支部長

黒田

令和5年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を 申し上げます。

初めに、今年の年始は新型コロナウイルスによ る行動制限は緩和されているものの拡大傾向にあ り、気を緩めることなく、引き続き、感染拡大防 止を心掛けた行動をお願い致します。

昨年の建設業の労働災害は、死亡者数は8名と、 前年に比べて大幅に減少していますが、いまだに 墜落転落災害をはじめとした、三大災害が大半を 占めており、休業4日以上の死傷者数は、ここ数 年増加傾向にあります。

政府の骨太方針2022において、「費用とし ての人件費から、資産としての人的投資への変革 の促進しが掲げられるなど、労働者の安全衛生対 策が事業者の経営戦略の観点からも重要性が増し ており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点 からも欠くことはできません。

一方で、官民挙げての「働き方改革」や「新た な生活様式」「DX(デジタルトランスフォー メーション) | などの推進により、私たちの労働 環境は急速に変化しております。

今年から始まる新たな国の第14次労働災害防 止計画については4月に向けて審議が進んでいま すが、建設業の重点課題は、やはり墜落転落災害

の撲滅ということです。

神奈川労働局管内においては、過去の記録を振 り返ると、墜落転落災害は1件という年が1年だ けありますが、残念ながらゼロという年はありま

平成21年、27年と足場に関する法改正があ り、くさび緊結式足場や手すり先行部材などの新 たな足場部材の流通、フルハーネス型の安全帯や 可搬式作業台などの高所作業用の道具の普及によ り、高所作業の環境は過去に比較すれば格段に安 全性が高くなってきていると思います。

当支部で提唱する3つの運動(セーフティリボ ン、3分KY、安全行動宣言)のさらなる展開と、 我々ひとり一人のもう少しの気づきと頑張りがあ れば、少なくとも墜落転落災害ゼロは夢ではなく 実現可能な現実だと思います。

建設業は、地域インフラ整備や毎年のように発 生する自然災害の復旧復興工事等の担い手として 県民生活を支える重要な役割を果たしております。

建設業に携わる誰もが安心して働くことができ る職場づくりを目指し、本年も神奈川支部は積極 的に活動を展開していく所存ですので、一層の御

理解、御協力を賜りますよう お願い申し上げます。

結びに、支部会員各位のま すますのご発展を心より祈念 致しまして、新年の御挨拶と させてて頂きます。

令和5年年頭所感



神奈川労働局 局長

西村 斗利



令和5年の新春を迎えるに当たり、建設業労働災 害防止協会神奈川支部及び会員の皆様には、謹んで 新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から労 働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜ってお りますことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響がいまだ不透明 な中ではありますが、先般、政府で定められた「物 価高克服・経済再生実現のための総合経済対策 | で は、ウィズコロナ下での感染症対応の強化を図ると ともに、足元の物価高騰など経済情勢の変化に切れ 目なく対応し、「**新しい資本主義** | の加速により日 本経済を再生するための経済対策が策定されました。

県内の**景気動向**については、日銀横浜支店によれ ば、「新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響 が和らぐもとで、持ち直している」とされており、 直近の**雇用情勢**については、「一部に弱さが残るも のの、持ち直しに向けた動きが広がっている」と判 断しているところです。

有効求人数は、前年同月よりも改善が続いていま すが、有効求人倍率については、今年度に入り少し ずつ上昇傾向がみられたものの、その持ち直しの動 きにやや足踏みがみられ、エネルギー価格や物価高 騰、急激な為替の変動が雇用に与える影響について は引き続き注視が必要です。

このような状況の中で、今年度の神奈川労働局に おける**行政運営方針の重点施策**は、ウィズコロナ・ ポストコロナ時代に対応した雇用維持・労働移動等 に向けた支援、多様な人材の活躍促進、そして、誰 もが働きやすい職場づくりなど、コロナ対策に重点 を置いたものとなっており、雇用調整助成金をはじ めとする各種助成金の支給や様々な就職支援、労働 環境の改善に向けた取組等を実施しております。

労働環境の改善に向けた取組につきましては、**時** 間外労働の上限規制の猶予の対象となっていた建設 業、自動車運転者、医師について、令和6年4月か ら上限規制が適用されることになっております。ま た、本年4月から中小企業においても月60時間を 超える時間外労働の割増率が50%に引き上げとな ります。これらの周知や支援を進めてまいります。

県内の建設業における**死亡災害**(12月23日現在) は8人と前年同月比で13人減少しているものの、依然 として尊い命が失われております。

また、休業4日以上の死傷者数(11月末速報値) は678人と前年同月比で17人の増加となっており、コ ロナ感染症によるものを除いても第13次労働災害防 止計画(13次防)の5年目の目標は困難な状況と なっています。

私ども労働行政といたしましては、今後も事故の 型として多い転倒災害防止対策として「STOP!転倒 災害プロジェクト神奈川」、高年齢労働者の労働災 害防止対策として「エイジフレンドリーガイドライ ンしなど今後も労働災害の防止のための各種取組を 進めてまいります。

化学物質に係る規制の見直しにより、改正された 安全衛生関係法令が本年4月、令和6年4月に順次 施行されます。

また、本年4月からは労働者と同じ場所で作業の 一部を請け負う**一人親方等**に対し労働者と同等の健 康障害防止措置を事業者に義務付ける省令改正も行 われ、その円滑な施行に向けて改正後の政省令の周 知を行うこととしています。

以上のように、労働行政として取り組むべき課題 は多岐にわたりますが、今後もウィズコロナ・ポス トコロナ時代に対応した行政運営を展開してまいり ます。

本年も、皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、 改めてお願い申し上げますとともに、貴会及び会員 の皆様のますますの御発展と御健勝を祈念いたしま して、新年の挨拶とさせていただきます。

2

☆建設業における署別労働災害発生状況☆ (休業4日以上)

神奈川労働局 令和4年11年月末現在

í	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
	本 年	56	17	65	42	42	128	36	63	46	49	58	76	678
		(1)			(2)	(1)	(1)		(2)				(1)	8
	前年	58	18	41	63	55	67	63	54	42	56	51	93	661
		(2)		(1)		(2)	(1)		(1)	(4)		(3)	(4)	18

(注) 労働者死傷病報告による、() 内は死亡者数である。別掲載

☆死亡災害発生状況☆

令和4年12月22日現在

年	死亡災害把握数						死亡災害件数					
業種	速報値 (令和4年)		確定値(令和3年)		確定値(令和2年)		令和3年		令和2年		令和元年	
製 造 業	1		8		5	(1)	8		5	(1)	2	
建 設 業	8	(1)	21	(2)	14	(1)	21	(2)	14	(3)	10	(1)
交 通 運 輸 業											1	
陸上貨物運送事業	3		2		5	(2)	2		5	(2)	2	(1)
港湾荷役業											1	(1)
商業	5	(1)	3	(2)	1	(1)	3	(2)	1	(1)	1	(1)
清掃・と畜業	4		1		6	(2)	1		6	(2)	3	(1)
そ の 他	3	(2)	14	(5)	6	(1)	14	(5)	6	(1)	4	(1)
合 計	24	(4)	49	(9)	37	(8)	49	(9)	37	(10)	24	(6)

(注): 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、()は、事故の型が「交通事 故 | であるものを内数で表示しています。 令和元年は平成31年も含みます。

☆死亡災害の概要☆

令和4年12月22日現在

	₹ 4 □	₩ 14E	+21014					
番号	発生月	業種 事業場規模	起因物	発生概要				
	発生時刻	年齢	事故の型					
	3月	その他の 建設工事業	玉掛用具	資材置場において、柱状の資材(約600キログラム)を移動式クレーンでつって放				
1		30人~49人		中、目通し1本つりのワイヤロープがフックから外れて落下し、つり荷に介添えローフ				
	9 時頃	50~54歳	飛来、落下	取り付けようとしていた被災者が下敷きとなった。				
	6月	建築工事業	高温・低温環境	2 階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体後に、熱中症による体調不良とな				
		(2次下請)		病院へ搬送されたが、十数日後に死亡した。				
2		~9人	高温・低温の	発症時は気温31.7°C、湿度59パーセント(WBGT値27°C相当)であった。				
	10時頃	20~24歳	物との接触	発祉時は 東祉時は 東祉時は 東祉時は 東祉時は 東祉時は 東祉時は 東北時は 東北時は				
	6月	建築工事業	作業床、歩み板	7 眺速イビ』 英英工事項担において、地帯に建えた動地接用標に内入担ニにも取り				
_	",	(1次下請)	11 30010 3 7 100	7階建てビル新築工事現場において、地面に建てた敷地境界柵に安全掲示板を取付け中、当該柵から基礎工事のため垂直に掘り下げた縁までの間が49センチメートルの作				
3		10人~29人						
	11時頃	65~69歳	墜落、転落	場所から、2.2メートル下の基礎底面コンクリートに墜落した。				
4	6月	建築工事業	その他の仮設物、建					
	",	(1次下請)	築物、構築物等	2 階建て木造住宅解体工事現場において、単管を格子に組んで防じん防音シートを引				
		~9人	采彻、傅采彻守	た仮囲いの点検中、仮囲いの水平材(単管1本)から5メートル下の地面に墜落した。				
	13時頃	20~24歳	墜落、転落					
	8月	建築工事業	# #	工事現場での作業を終えた作業者3名が自社に戻るため社有車に乗って移動中、国道				
	о д	(2次下請)	乗用車、バス、	第2車線走行中に右側の中央分離帯に接触した後、第1車線のガードレールに衝突して				
5		~9人	バイク	┃ 転した。助手席から車外に投げ出された1名が死亡し、運転席と後部座席の2名が軽値				
	14時頃	55~59歳	交通事故(道路)	負った。				
	10月	土木工事業	トラック	道路トンネル(約330メートル)新設工事の坑内で、ずり積込工2次下請の被災者				
	1 0/1	(2次下請)	, , , ,	┃ ずり積替え用ドラグ・ショベルのバケットを清掃していた。同ショベルの走行に備え [~]				
6		50人~99人		面方向に退避した被災者が、後進(方向転換の切り返し中)してきたずり搬出工(坑R				
	15時頃	55~59歳	激突され	搬)1次下請の10トンダンプに激突された。				
	11月	建築工事業	建築物、構築物					
7		~9人		別掲載(6項)				
	13時30分頃	70~75歳	墜落、転落					
	11月	その他の建設工事業	建築物、構築物					
8		~9人		別掲載(6項)				
	15時頃	40~45歳	墜落、転落					

第二回理事会を開催



12月1日建設会館講堂において神 奈川支部の第二回理事会を開催しまし

来賓に神奈川労働局の千葉安全課 長、永吉地方安全専門官を招き、令和 4年度における上半期の事業報告と経 理状況報告を行い、両議案とも承認さ た。

れました。

冒頭の黒田支部長の挨拶では、現時 点で昨年に比べて死亡災害が減ってお り、会員各位がこれまでに取り組んで きた3つの運動の成果でもあると評価 し、検討が進んでいる国の第14次労 働災害防止計画の方向性に触れ、「神 奈川支部としましては、墜落転落災害 合わせて、これまでの支部における3 つの運動を組み込んで展開して行く方 向性を考えるべきです|と述べまし

来習の千葉安全課長は、労働災害の 現状の説明と防止対策の徹底を要請

し、「年末は、工事の竣工を迎えるな ど気ぜわしい感じはいずれの現場につ いても発生する懸念がある。その状況 に流されてしまって、基本的な安全管 理が見逃されたり、通常の安全行動が 手抜きされてしまう状況も発生しやす による死亡災害撲滅を重点としそれに いことが危惧されます。今一度、事業

> 場、建設現場における 基本動作の周知徹底を お願いします」と結び ました。



11月に発生した県内の建設業死亡災害の概要

※イラスト、災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況と異なることがあります。

	※イノスト、火	古別正のかイントは	-9·-
発生月	業種 発注関係	起因物	
発生時刻	事業場規模	事故の型	
11月	建築工事業 なし	建築物、構築物	
1 3時30分頃	~9人	墜落、転落	
	その他の建設工事業		
117	その他の建設工事業 民間	はしご等	
15時ごろ	~9人	墜落、転落	l.
			1 1 2 2 2 3 高 3 4 4 ま 5

災害防止のポイント

【発生状況】

自社事務所内で窓ガラスを拭き掃除中、全開にした 窓(高さ2m×幅1m)から、建物の外の2.2m下の コンクリート床面に墜落した。70~75歳(アルバイ 卜)

発生狀況

【災害防止のポイント】

- 1 高所作業における墜落防止設備(墜落転落用保護帽、 安全帯) による防止措置
- 2 作業内容に即した作業手順の作成とその履行(墜落 したコンクリート床面から作業する手順など)
- 3 作業者の意識的不安全行動の防止

2 階建て木造家屋の雨樋の清掃作業において、1 階屋根上にはしごを載せ、 はしごに乗って2階の軒先の雨樋の清掃を行っていたが、はしごが滑り、は しごとともに地上に墜落した。40~45歳(一般作業員)

【災害防止のポイント】

1 高所での作業に移動はしごを使用する場合には、設置場所の安定性などを 確認すること、短時間の作業であっても墜落防止装置付きの移動足場を使用 することが望ましい。

- 2 移動はしごの転位防止を確実に行うこと、やむを得ず移動はしごを使用す るときは、丈夫な構造、著しい損傷のないもの、幅は30cm以上のものを用い、 ロープで建築物を固定するなどの転位防止措置を講ずる。
- 3 保護帽の着用などを行わせること、高所で作業を行わせる場合には、その 高さにかかわらず転落防止のための安全帯の使用、保護帽の着用を励行させ
- 4 作業の監視などを行うこと、高所での作業については、短時間の作業で あっても安全な作業手順の検討を行うとともに、作業の監視を行うことが望
- 5 作業者に対しては、墜落・転落防止についての安全教育を実施する。

神奈川労働局と合同パトロール開催

神奈川労働局と合同で12月14日、 横浜市内で鹿島建設㈱横浜支店が 施工している「(仮称) Kアリー ナプロジェクト建設工事」の現場 をパトロールしました。

神奈川労働局の西村局長をはじ め、労働局からは千葉安全課長、 永吉安全専門官、毛利労働衛生専 門官、安部横浜北労働基準監督署 長、建災防神奈川支部からは黒田 支部長が参加し、鹿島建設の現場 所長である佐藤所長の案内の下、 た。



現場は㈱ケン・コーポレーショに対する熱意が必要です。 ンがみなとみらい地区に整備して いる大規模複合開発「Kアリーナ プロジェクトーは、世界最大級の 2万席を超える音楽アリーナとホ テル棟、オフィス棟で構成される 総面積11万8958㎡に及び、工期は 来年7月31日までで、現在の進捗 率は84.4%ということです。



員、職長らに対し県内の労働災害 化などによる労働災害発生のリス



効果が確実にあらわれてきている タルサイネージによる安全啓発ビ と思いますが、災害ゼロを目指す デオの放映や、セーフティリボン には、それらを含めた安全活動の による危険の見える化などに取り 推進と、関係者ひとり一人の安全組んでいます。



このKアリーナの建設工事は横 浜アリーナを超える収容人数を誇 り、関東における文化の発信地の シンボルとして県民にとっては大 きな期待を寄せられている施設と 認識しています。

これから迎える冬期には凍結や 降雪などに伴う労働災害や火災、 冒頭、西村局長からは現場の職 交通事故、年末年始の工事の輻輳 の発生状況を踏まえて労働災害防 クが懸念されますが、当現場が無 と述べられました。



パトロールの後に講評があり、 西村局長は安全は日々の積み重ね であるという認識を職長や作業員 の皆さんが共有することが大切で あることに触れ、「現場を見て、 そのように取り組んでいることが 感じられた」と述べ、黒田支部長 は「現場内の整理整頓が行き届い ていることからして安全確保の基 本が守られていると感じました|

6

新春座談会 第14次労働災害防止推進計画へ向けて ~墜落転落災害ゼロ達成の悲願~

1958年以降、これまでに13次にわたる労働災害防止計画が定められ、国、事業者、労働者等の関係者が一丸となって取組を推進してきました。その第13次の計画は2021年度を最終年とし、 2022年度から新たに第14次労働災害防止計画が策定されようとしています。近年の状況を見ますと、死亡災害は長期的に見れば減少傾向といえますが、休業災害は新型コロナウィルス感染の影響もあり、 増加傾向にあります。神奈川労働局の担当専門官から第14次計画における建設業の重点課題について現状でわかる範囲で詳しくお聞きしました。



事務局

本日はお忙しい中ありがとうございます。 昨年に引き続き、いつもお世話になってお ります神奈川労働局の安全課、永吉地方安全 専門官に、今年からスタートする第14次労 **働災害防止推進計画**を踏まえて、神奈川で墜 落・転落災害ゼロを達成するという悲願へ向 けて、乗り越えなければならないプロセスに ついてお聞きして行こうと考えています。

昨年の神奈川県の建設業の労働災害による 死亡は8件、そのうちの4件半数が墜落転落 による災害でした。

令和3年においては全体で21件と死亡災 害は多かったが墜落転落災害は6人で、割合 でみると3分の1以下となっています。



10年前までは建設業での死亡災害におけ る**墜落転落災害の割合**は5割を占め、神奈川 でも二桁が当たり前の状況でしたが、平成2 4年以降一桁を継続し、ここ5年間では23 件43%です。※グラフ参照

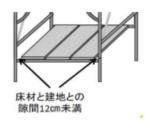
今年も終盤に立て続けで2件発生してし まったので、眼に見えて減ったというほどで はありませんが、一応減少傾向にある理由に ついて、思いつく点がありますか?

永吉安全専門官

まず足場の墜落防止等基準が強化されたこ とがあります。

平成21年、27年と立て続けに足場から の墜落防止の措置に関する規則が改正されま

して、中さんや幅木 の設置など法規則を 守っていれば、より 安全な足場関連作業 が実現できるように なったといえます。



事務局

足場の構造などが変わったという影響はど うでしょうか?

永吉安全専門官

くさび緊結タイプの足場が主流になって出 回ってきたというのがあります。

くさび緊結タイプの足場が出る前は、ビ ティ足場といわれる枠組みタイプの足場で あって、木造とか、建物解体、リフォームで の塗装などはせいぜいブラケット、ひどいの では抱き足場という単管を組んだだけの手摺 どころか作業床もないような足場が立てられ ていました。

建物などの形状に合わせて簡易に組立でき るくさび緊結足場はかなりの高層ビルでも使 われるようになりましたが、ハウスメーカな どが当たり前のように使い始めたのが大きな 影響となっています。

さらには**手すり先行足場**が公共工事を中心 の仕様になっているのも大きいかと思います。 事務局

特別教育なども義務付けになって工事にか かわる方の高所作業への意識の変革もあるの ではないでしょうか。

永吉安全専門官

平成27年改正時の

足場の組立解体時の特 別教育義務化から始ま り、特に令和になって

からの**フルハーネスの特別教育**義務化が続き ました。

これによって、実際に作業する方も含めて、 それを監督する立場の方、発注者側において も、高所作業ではどういった事故が実際に発 生しているのか、あるいは法規則としてどう いった措置をしなくてはならないかなどの高 **所作業における基本的な知識**を持つことに よって現場で的確な指導ができるようになっ たことが大きいと思います。

事務局

今後の方向性として、昨年10月28日付で、 厚生労働省の墜落・転落防止対策の充実強化 **に関する実務者会合**において、いくつかの分 類で墜落・転落災害の特徴、課題について分 析され、講ずべき対策についての方向性が報 告書としてまとめられました。

その内容に従って、**今後法改正等の動き**が あると思われますが、それぞれの課題として 挙げられたケースについて説明していただき たいと思います。

最初に屋根・屋上等の 端、開口部等からの墜落 転落災害が議論されまし たが、いかがでしょうか。

永吉安全専門官

神奈川ではこのケース

の災害はここ10年で防水工事で庇から墜落 するなど15件の死亡災害が発生しています。

従来から策定されていた「**~足場の設置が** 困難な屋根上作業~墜落防止のための安全設 **備設置の作業標準マニュアル**|を見直し、さ らにはしご、脚立などからの墜落防止やフル ハーネス型の安全帯の法改正の内容なども盛 り込んで周知を図ることとされています。

事務局

次に足場の通常作業における墜落・転落災 害ですが。

永吉安全専門官

神奈川ではこの10年ではウインチを移設 するために手すりを取り外して作業していて 11m落ちた事例など8件あります、そのう ちの半数は一側足場からの墜落です。

防止対策については、安全な足場を確保す るという観点から、手すりや中さんなど墜落 防止設備の点検を厳密に行うということが焦

点となり、作業開始前 や、足場組立後の点検 については**事業者があ** らかじめ点検者を指名 し、その氏名を点検簿



に記録することが法令上明確にされるべきと されています。

事務局

一側足場の方はどうでしょうか?

永吉安全専門官

原則本足場を設けることとされ、例外とし て1m未満の狭隘な場所でなければ一側足場 を設置することができないということが法令 上明確にされるべきとされています。

これによって、過去4件あった墜落災害事 例で使われていたような一側足場は今後は本 足場にしなければ違法ということになると思 われます。

事務局

足場の組立、解体中における墜落・転落災 害についても議論されましたね。

永吉安全専門官

神奈川でもこの状態 での災害は多く、この 10年で8件あり、最 近では令和3年に単管 ブラケット足場組立中



に足場をよじ登る途中で3mくらい墜落した 事故があります。

この点については、手すり先行工法が有効

であり、それらの普及を促進するために「手 すり先行工法等に関するガイドライン | の内 容の充実を図ることとしています。

事務局

実務者会合報告書では触れられていない ケースとして留意しなければいけないことは ありませんか?

永吉安全専門官

最後に忘れてはならないのが**踏み抜きによ** る墜落・転落災害です。

代表的なのはスレートの踏み抜きですが、 最近では令和2年に工場の屋根でスレート屋

根を踏み抜いて墜落 した事例があります。

ここ2年では事例が ありませんが、その前 は4年連続で起きてい ます。



スレート以外でもFRPや天井板などの踏み 抜きがありますので要注意です。

事務局

過去神奈川で墜落転落災害での死亡が最少 だったのは平成29年の1件で、ゼロはあり ません。

これが単なる初夢とならないように今年一 年も頑張っていきたいと思います。

本日はありがとうございました。

